

	項目	見直し方針	現行条例	論点整理	改正案（たたき台）	審議会での主な意見	まとめ
0	見直し検討の方向性	<p>3. 条例見直しの考え方・視点</p> <p>条例改正は簡単に行うべきものではないことも認識しつつ、現在の条文が、社会情勢の変化に対応したものとなっているか、伊賀市のまちづくりを推進するための内容となっているかなど、各条文の成果を踏まえた検証を進めます。（略）</p> <p>これまでの合併の成果や住民自治協議会の現状、その他の地域課題、さらには新市建設計画の期間終了を踏まえ、伊賀市のまちづくりを一体的に進めるための検討を行います。</p> <p>◆伊賀市自治基本条例見直し方針（案）に対する審議会意見◆ 伊賀市自治基本条例の見直しと合わせ、市民生活に密接に関わる各支所や各住民自治協議会を含めた住民自治のあり方について、十分議論を進める必要がある。</p>	「理念条例」ではあるものの、他の法令等との重複規定や、一部権利義務に関わる規定もある。	<p>理念条例化を目指すこととし、必要に応じて、方向性を確認しながら審議する。</p> <p>審議にあたっては、これまでの総合計画審議会での審議や当審議会への諮問事項が「自治基本条例の見直し」であることを踏まえる。</p>	「基本条例」の名にふさわしい条例となるよう、理念条例（訓示・プログラム規定）化を進める。	<p>この条例の制定過程や制定時に条例に込められた思い、その後の少子高齢化に伴う人口減少、社会の動きなどを踏まえて検討すべきである。</p> <p>「理念条例」というと、法的拘束力が弱くなり、どのようにも解釈できてしまうという危険性にも留意しておく必要がある。</p> <p>たとえ基本条例であっても、権利義務等に係る規定は、しっかりと法的拘束力を持つものに見直すべき。</p> <p>主権者に対して大きな権限を持っている力に対して、暴走しないように縛りをかけることは、この条例に必要なと思う。</p> <p>市民が読んで分かりやすい条例にすべきであり、26条（住民自治協議会の権能）のように具体的な記載がなされていることに意味がある。</p>	<p>自治基本条例は、理念条例化を目指すとしても、住民自治協議会の権利義務等に係る規定は、しっかりと法的拘束力を持つものとしてどこかで担保すべき。</p>
1	基本的人権の尊重	<p>➢基本的人権</p> <p>伊賀市では、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、様々な取り組みを行っています。基本的人権の尊重は、日本国憲法でも謳われていますが、自治基本条例は、市の最高規範であり基本的人権の視点を入れるべきとの考え方から、基本的人権の視点に関する記載について検討</p>	規定なし	<p>・これまでの議論やパブコメの結果</p> <p>・「部落差別をはじめとする」の記載（パブコメでも大きく意見が分かれています）</p> <p>・審議会で引き続き検討すべきこと</p> <p>↓</p> <p>・国や県の人権を取り巻く法整備の状況や市民意識調査など、客観的な事実やデータに基づいて検討する。</p>	<p>第3条（基本理念）の一番はじめに追加する。</p> <p>↓</p> <p>「部落差別をはじめとするあらゆる差別」を追加する。</p>	<p>理念条例化を目指すのであれば、具体的に部落差別と明記することは、論理矛盾に陥るのではないかと考える。</p> <p>すでに「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」があることから必要はないと考える。</p> <p>三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」第2条において定義として示されている「人種等の属性」の表記を踏まえ、「部落差別をはじめとする」という文言は削除し、「あらゆる差別のない」とした方がいいのではないかと考える。</p> <p>地域の中でも様々な意見があるが、この問題を解決するために「部落差別をはじめとする」という文言は必要ない。</p> <p>入れるのであれば、三重県の条例のように、すべての属性を別の項目で列記すべきだと思う。</p> <p>これまでの取り組み、市民意識調査の結果、SDGsの視点などからも、差別の現実がある限り、「部落差別をはじめとする」は明記すべきである。</p> <p>このまちにとって重要な規定であれば、別の条例にすでにあつたとしても規定してもいいし、すべきではないか。</p> <p>それぞれに考え方があり、意見が分かれている大事な問題なので、今回の見直し検討では規定の追加を見送ることとし、個々の取り組みの検証と併せて時間をかけて議論を続けたらよい。</p> <p>他の審議会又はその構成メンバーとお互いの諮問事項について意見交換ができないか。</p> <p>まだ議論は尽くせていないし、議論する過程が大切である。</p> <p>多数決で決めるべきではない。</p> <p>サイレント・マジョリティや子どもたちの存在を意識しながら検討すべきである。</p> <p>子どもや女性の権利も大切な視点である。</p> <p>声を上げにくい少数者の方への配慮という視点は忘れてはならない。さらに、憲法の表記とその解釈、これまでの取り組みとこれからの市の人権まちづくりの方向性を確認しながら、議論すべきと考える。</p>	<p>前回答申でも触れたように、パブリックコメントでの市民の方々の意見と同様、当審議会においても様々な意見がありました。</p> <p>特に「部落差別をはじめとする」と明記することに対して大きく二つの意見に分かれています。必要に応じて専門的見地の意見を求めるなどして議論の過程を大切にしながら時間をかけて検討を重ねる必要がある。</p>
2	ガバナンス・協働によるまちづくり	<p>➢ガバナンス・協働によるまちづくり</p> <p>市（行政）による取り組みだけでなく、市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って、お互いに力を合わせ、より良い地域づくりを継続的に取り組むため、ガバナンスによるまちづくりの立場に立った見直しを検討</p>	<p>前文 補完性の原則</p> <p>2条（用語の定義）協働</p> <p>3条（基本理念）補完性の原則</p> <p>4条（自治の基本原則）補完、協働</p>	<p>少子高齢化に伴う人口減少</p> <p>担い手不足</p> <p>持続可能なまちづくり</p> <p>伊賀流自治＝協働によるまちづくり</p>	<p>「協働によるまちづくり」という観点で見直し検討を行う。</p>	<p>「住民自治」「まちづくり」「市民の責務」の定義の再検討が必要ではないか。</p> <p>この条例のベースになっている「補完性の原則」という観点で検討すべきである。</p> <p>補完性の原則は残してほしい。</p> <p>「補完性の原則」というのは、まだ確立していない概念ではないか。</p> <p>市・県・国においては、主体・自立性や対等性など補完関係を成立させる要件を具備しているが、他方、地域住民（或は住民自治協）は行政機関と同等の要件を具備しているわけもなく、補完関係は成立しない。具体的には前文や第3条第1号から「補完性の原則」の文言を削除すべきである。</p> <p>国と県や、県と市の関係などでは、補完関係は成り立つのかもしれないが、住民と行政との間では成り立つのか。補完性の原則は義務や責務が生じるイメージを持っているが、補完には垂直型（縦の関係）とともに、水平型（横の関係）もあると思う。</p>	<p>協働によるまちづくりという観点で見直しを行うことについては、特に異論はありませんでしたが、「補完性の原則」については、重要な観点であるという意見やまだ確立していない概念ではないかなど様々な意見があった。</p>

	項目	見直し方針	現行条例	論点整理	改正案（たたき台）	審議会での主な意見	まとめ
3	自治協（第4章第2節）	<p>>自治組織 条例制定後の経過のなかで、住民自治協議会にも住民参加や情報共有などの役割や責務が必要ではないかとのことから、住民自治協議会の権能と併せ、住民自治協議会の現状と将来を見据えた内容について検討</p> <p>【参考】 【平成24年に議会で修正削除された第26条の2】 住民自治協議会は、まちづくりに関する情報を会員相互に共有するとともに会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない。 第2項（第26条に係る権能の行使） 住民自治協議会が、前条第1項から第4項までの規定に基づく権能を行使する場合は、会員への情報提供及び情報収集を行いその協議過程を公表し、決定した内容を地域内で情報共有したうえで行使しなければならない。 第3項（第28条の地域まちづくり計画に係る意見陳述の機会の確保） 住民自治協議会は、第28条に規定する地域まちづくり計画を策定又は変更する場合は、会員が意見を述べる機会を設けなければならない。 第4項（自治協の協議や事業に関する説明責任） 住民自治協議会は協議及び事業に関して、会員に対して説明責任を果たさなければならない。</p> <p>【第26条の2に対する議会の修正削除の提案理由】 （1）住民自治協議会は、第24条において「地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織」であると位置づけているにもかかわらず、更に二重の規定を課せ、義務付けをすることは、自治自立の阻害要因となる （2）住民自治協議会の組織全体の運営に当たる役員や代表者ではなく、住民自治協議会という組織に責務を課すことは、責任の所在が不明瞭である （3）政策の発生源は、庁内の小会議であり、その時点での関係住民の意見が反映されていない 以上の理由により「自立したまちの実現を確かなものにする」本条例の理念や市民が主役、補完性の原則の考え方にたいして逆行するものである。 については、住民自治協議会の役割や責務の必要性を否定するものではないが、改正手法に問題があり再考すべきと考える。</p>	4章2節（住民自治協議会）に規定（5条、14項）	「（仮称）自治協条例」を新設することの是非	4章2節は基本的な事項（3条、7項）のみとし、大部分を新条例に移行	<p>そもそも「自治協」は何（どんな活動）をするところなのか。協議体なのか。事業体なのか。自治協のあるべき姿を明確にしていかなければならない。</p> <p>自治協が作られて間もなく20年が経過するが、未だ成熟していない。</p> <p>自治協に対して援助、支援をしてほしい。</p> <p>自治協・まち協のことはこの基本条例にそのまま残すことも考えられるのではないかな。</p> <p>新しい「（仮称）自治協条例」に必要な規定が備わっていれば構わない。</p> <p>協議会条例を新たにつくるのであれば、地域への個別具体的な支援策をしっかりと明記すべき。</p> <p>住民自治に対する評価と見直しが十分なされていないことが大きな課題ではないか。</p> <p>市の統一の条例に規定すべきものもあれば、それぞれの地域のローカルルールに規定すべきものもあるように思う。</p>	（仮称）伊賀市住民自治協議会に関する条例を新設することとし、より具体的な規定が必要である。
4	権能と責務	<p>【第26条の2に対する議会の修正削除の提案理由】 （1）住民自治協議会は、第24条において「地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織」であると位置づけているにもかかわらず、更に二重の規定を課せ、義務付けをすることは、自治自立の阻害要因となる （2）住民自治協議会の組織全体の運営に当たる役員や代表者ではなく、住民自治協議会という組織に責務を課すことは、責任の所在が不明瞭である （3）政策の発生源は、庁内の小会議であり、その時点での関係住民の意見が反映されていない 以上の理由により「自立したまちの実現を確かなものにする」本条例の理念や市民が主役、補完性の原則の考え方にたいして逆行するものである。 については、住民自治協議会の役割や責務の必要性を否定するものではないが、改正手法に問題があり再考すべきと考える。</p>	「権能」の規定はあるが、「責務」の規定はない。	「自治協と市」「自治協と会員」の関係に着目した見直しができないか	権能と責務⇒協働（関係性）で再構築 + （仮称）自治協条例に「市への提案等」として規定（権能と責務、5つの機能、同意権、責務）	<p>「権能」と「責務」は表裏一体のものであり、どちらも欠かすことのできない規定である。</p> <p>住民自治協議会については、「新たに『責務』に関する規定を設けるとともに、『権能』についても実効性が高められる手立てが講じられるべき。</p>	「権能」と「責務」という規定はいずれも必要である。
5	5つの権能	<p>26条で諮問答申、提案、同意、受託決定、質問権が付与されている</p> <p>（1）住民自治協議会は、第24条において「地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織」であると位置づけているにもかかわらず、更に二重の規定を課せ、義務付けをすることは、自治自立の阻害要因となる （2）住民自治協議会の組織全体の運営に当たる役員や代表者ではなく、住民自治協議会という組織に責務を課すことは、責任の所在が不明瞭である （3）政策の発生源は、庁内の小会議であり、その時点での関係住民の意見が反映されていない 以上の理由により「自立したまちの実現を確かなものにする」本条例の理念や市民が主役、補完性の原則の考え方にたいして逆行するものである。 については、住民自治協議会の役割や責務の必要性を否定するものではないが、改正手法に問題があり再考すべきと考える。</p>	26条で諮問答申、提案、同意、受託決定、質問権が付与されている	そもそも「権能」なのか。 （新市建設計画では「機能」と表記されている。） 市が付与できるものなのか。	「市に提案等を行うことができる」「市は提案等を尊重し、必要な措置を講じる」に改正	<p>「提案等」では、提案以外の権能（諮問答申、同意、受託決定、質問）があいまいになる。</p> <p>市民が読んで分かりやすい条例にすべきであり、26条（住民自治協議会の権能）のように具体的な記載がなされていることに意味がある。【再掲】</p> <p>現行条例の「諮問」「提案」「同意」「決定」「質問」といった権能は、自治協にとっては盾でもあり矛でもある。実際の運用におけるこれらの権能をめぐる市の対応などは、規定の内容と齟齬があるように思う。これらの権能に関する規定は、今までどおり残し、さらに実効性を強化すべきと考える。</p> <p>権能を行使する際は、地域の役員の総意により、会長が代表して提出している。こうしたプロセスも大切だが、その権限を会長に持たせていただくことも必要である。</p>	「諮問答申・提案・同意・受託決定・質問」という5つの権能はそのまま必要である。
6	同意権	<p>「同意権」については、別途、詳細規定（住民自治協議会の同意事務に関する規則）あり。</p>	「同意権」については、別途、詳細規定（住民自治協議会の同意事務に関する規則）あり。	「同意権」の対象範囲と法的効力を巡る解釈や運用に対する不満。	「提案等」に包含	<p>地域に関わりの深い市の事務は、地域の同意のもとで進める（地域の同意がなければ進められない）ことは当然のことだ。</p> <p>民間の開発等から地域を守るという立場からも必要と思う。</p>	特に「同意権」については、この条例の本旨に沿って、さらに実効性が高められるよう、必要な手立てを講じるべきである。
7	責務	規定なし	規定なし	自主的に組織される自治協内の運営等に対して、条例で規定することの是非 【参考】平成24年に修正削除された26条の2	責務は、上記「市への提案等」を行う場合にのみ限定することとし、「当該組織の決定を経て市に提案等を行うことができる」と規定する。	<p>「権能」と「責務」は表裏一体のものであり、どちらも欠かすことのできない規定である。 【再掲】 26条（権能）に対応した責務（修正削除された26条の2の第2項）は必要。</p> <p>（議会で）修正削除された26条の2（第1項～第3項だけでなく）第4項などの規定も、会員に対し遵守すべき当然のことだ。 住民自治協議会に対して、主体性や自主性、責任や責務を強く求めるのであれば、住民自治協議会等への具体的かつ詳細な権能の付与と共に必要に応じた資金の提供（この場合は予算編成時における住民側の関与が必須）などの規定も必要と考える。</p>	平成24年に修正削除された「責務」の規定を追加する。

	項目	見直し方針	現行条例	論点整理	改正案（たたき台）	審議会での主な意見	まとめ
8	地域振興委員会	なし	4章4節（地域振興委）	削除の適否 すべての地域で自治協が設立されたため必要ないのではないか。	4章3節を削除する。	自治協が解散したときのことを想定して、規定しておくべきである。	4章3節を何らかの形で残す。
9	住民自治地区連合会	>自治組織 「自治組織のあり方に関する報告書（※）」に基づき、住民自治地区連合会のあり方について検討	4章3節（連合会）に規定	削除の適否 「自治組織のあり方に関する報告書（※）」に基づき削除すべきではないか。	4章4節を削除し、新条例に連携規定を新設	「住民自治協議会」というしくみが始まって20年近く経つが、成熟していないと考えている。 情報交換の場ではだめだ。 隣接する地域間には共通課題があり、こうした課題解決に向けて協議するためにも残すべき、	4章4節を何らかの形で残す。
10	全体構成	>条例の構成等について 各条文について、取組み状況や成果等を検証し、逐条の見直し検討するとともに、分かりやすい構成にします。		全部改正の適否	分かりやすい条例にするために、スリム化を目指す。（重複規定の原則削除）	この条例を見ただけで伊賀流自治のしくみが網羅されているべきとの立場からスリム化ありきでの検討には反対 一律に重複規定は削除とするのではなく、個別に判断すべき。 第11条の2（意思決定過程の情報共有）については、理念条例となっても残すべき。 地方自治法に規定されているから削除するという理由ではいけないと思う。 （他法令等に規定されている条文を削除する場合）自治基本条例に解説文を載せることで、条文を削除できるし、全体が分かる。	「自治基本条例が、上位法又は他条例と同等以上の内容であること」というスリム化の視点で検討した結果、第9条（出資法人等の情報公開）及び第49条（公益通報）については、削除ができるのではないかと。
11	議会	2. 見直し検討が必要な理由 庁内検討組織及び総合計画審議会、各住民自治協議会、市議会など、市民・自治組織・各種団体・事業者・行政・議会の視点から見直し検討を進める必要があります。	5章（議会の役割と責務）に4条16項で規定	スリム化の適否	見直しの方向性を「スリム化」と議会基本条例があるので、4条8項に集約	議会内での検討を尊重すべきだと考える。 議会基本条例に規定があれば、「別に定める」でもいいのかもしれない。	議会基本条例が制定されていることや、スリム化の視点でなされた議会の見直し検討を尊重すべきである。